

開催日時：令和 5 年 7 月 13 日（木）10：29～11：57

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

〔政府〕 恩田馨内閣府地方分権改革推進室長、田中昇治内閣府地方分権改革推進室参事官、阿部一貴内閣府地方分権改革推進室参事官、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 5 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

＜通番 26：生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出手続により重複している手続の合理化（国土交通省）＞

（大橋部会長）同時に手続を 2 つ走らせて運用改善を行うという方策を示していただいたが、提案団体は、2 つの手続を存置した形での調整を願っていない。この 2 つは目的が違うとの主張だが、買取手続の内容を見ると、申出の内容、手続が重なっており、買取の相手方も完全に一致している。

実際の運用としては、地方公共団体に、民間に先立って土地取得の機会を与えるという機能を持つ点では、2 つの法律制度は目的が違う形で出てきたとしても、殊に生産緑地に関しては、この 2 つの制度がまさに重なってしまっているわけで、御提案のように、2 つ並べる形での並列は、時間短縮になるのかもしれないが、結局、届出手続の負担は 2 つ重なったままである。

今申したような形で機能が重なっているのであれば、殊に生産緑地の場合については、公有地の拡大の推進に関する法律の手続、届出を除外するとか、行為制限が解除されたことが確認された段階で、同法の届出は省くような形で 2 つの制度の調整はできないかという提案である。特に、実態を見ると、公有地の拡大の推進に関する法律の協議から買取に至る例は、実際の数字を見ると、買取協議の実績は全国平均で 0.2% と非常に少ないので、そういうレアなものを想定して、わざわざ 2 つ手続を並べるということはどうなのだろうか。

そうすると、意義があまり認められない手続を並べていることについて負担があるとすれば、今言ったような運用ではなくて、制度上、殊に生産緑地については調整するという方針を示していただけでないか。

これは決して提案団体だけの事情ではなくて、追加共同提案団体はかなりたくさん出ているので、全国的にこのような負担感を感じていて、このような提案として出ているのだと思う。そのところは工夫いただけないかという提案だと思うので、生産緑地について、この 2 つの手続の在り方について、もう一歩踏み込んだ御検討をお願いしたいが、いかがか。

（国土交通省）説明のとおり、法制度であるので、それぞれの目的がある。その目的に従い、買取りを位置づけている。とりわけ、公有地の拡大の推進に関する法律からいうと、きちんと公有地の確保を図っていくために、地方自治体に対して買取りの機会を提供することが大事だと思っているため、例えば生産緑地を対象から外してしまうと、買取りの機会を減らすことになってしまうので、法の趣旨からも逆行することになる。そういうこともあり、事務負担が提案理由にあったため、我々は何とかそこを軽減したいということで、同時に並行して手続が取れるように、運用改善をしていきたいということ。

（大橋部会長）2 つの法制度を前提にした説明だが、提案募集方式では、場合によっては法律の改正もお願いするという建付けになっている。2 つの制度をこのような形で始めたとしても、運用していく中で、殊に提案の場合については、ほとんど重なっていることが分かった段階で、もし支障があるのであれば、法制度自体を変えていただくことになる。届出を除外することによって、実質的にどれだけのことがあるのだろうかというのが問題意識としてある。

今、機会が失われるとの説明だったが、これは実態を見ると微々たるもので、むしろ現行制度で全国にかけている負担とベネフィットを比較したときには、私は、提案団体の言うことはそれなりに合理性があると思う。今の説明をそのまま提案団体に返しても、多分、納得いただけないのではないと思う。

(国土交通省) 買取りの成立する割合が非常に低いという御指摘だが、公有地の拡大の推進に関する法律の中では、今回、提案団体が提案されている譲渡の届出については、おっしゃるとおり、5,660件ほど届出があって、結果として、買取りが成立したのは20件ということで、割合としては低いということになっているが、これは、例えば土地所有者が民間の方に内々に売る約束をしていて、譲渡の届出という手続を踏んで、地方自治体を買取りの協議をして成立したのが20件ということで、既に売り先が決まっているところを今度は自治体の方に振り向けてほしいというのは、たくさんそのようになるわけではない。どうしてもそこはやむを得ない面はあると思う。

一方、公有地の拡大の推進に関する法律については、3ページの下の段の青い点線で囲んでいる部分だが、買取り希望の申出がある。こちらは、売りたいという方が自治体に対して申出をするもので、これはかなりの割合で買取りの協議が成立することになっている。

そういった2つのルートを持つことで、公有地の確保のために地方自治体を買取り協議の機会をできるだけ与えることを今行っているところ。

(大橋部会長) ただ、令和3年を見ると、届出件数が5,600件あって、結局、買取協議が成立しているのが20件とすると、地方公共団体では、おそらく公拡法の成立がほとんどないところが一般的だと思う。ないところでも、重複して同じような手続を2つやっている。

しかも、今、地方公共団体は非常に人手がなくて、マンパワーを有用なところに注入したいという願いがあって、国土の生産緑地とかの問題もまさにそう。そうだとすると、これだけ類似してあまり実効性がないものに全国的にエネルギーを投入するのは、分権の観点からどうなのかという問題はある。

(高橋構成員) 今、お話を聞いていて、公有地の拡大の推進に関する法律の目的は買取の機会を与えることだが、生産緑地に関しては、既に生産緑地法で買取の機会を与えている。要するに、その目的は、生産緑地については達成されているはず。それを法令で、特例で1回にすることは、合理的な措置なのではないかというのが1点。

御提案だと、土地所有者が同じタイミングで届出を出したら、それは対応できると思う。しかし、タイミングがずれている場合、特にC案みたいなきに、1年後に同じようなところで出てきた場合については対応できないはず。地方公共団体の提案について、完全に対応するような制度になっていない、御回答になっていないので、その辺は、もう一度考え直していただければありがたいと思うが、そこはいかがか。

(国土交通省) 法律を改正する方が合理的という御指摘かと思うが、提案は、地方自治体の負担ということだったので、買取りという意味では、生産緑地法と公拡法それぞれの手続を出す。これは法令上、そうなっているわけだが、今回御提案しているように、同時に申出をするということにすると、タイミングがずれる問題はそこで解消される。

(高橋構成員) 理解されていない。届出のタイミングは、所有者が決めるもので、それを市町村のほうでタイミングをそろえてくれと言えないはず。

(国土交通省) 申し上げているのは、生産緑地法の買取りの申出と、今回我々が提案している公有地の拡大の推進に関する法律第5条の買取り希望の申出は、共に自治体に対して出すものだが、それを同時に出すことができるので、はっきりとそういう運用をするということ。

(高橋構成員) できるというのは、土地所有者ができるだけで、土地所有者が必ず同時にやるとは限らない。要するに、それは土地所有者の任意に任されているわけですから、一緒に出せと法令上義務付けられないはず。

(国土交通省) まさにそこは両制度が絡むところなので、同時に申出をすることが負担軽減になるということをしかりと周知していきたいと思っている。

(平沢参事官) 国土交通省の御説明資料は、公有地の拡大の推進に関する法律第5条と生産緑地法を比べられているが、提案団体の趣旨は、むしろ公有地の拡大の推進に関する法律第4条の場合に大変支障があると提案されているので、同法第5条で同時にということでは、提案団体の支障にはあまり応え切れていない状況。同法第4条もあって、高橋先生からの、個人で届け出るタイミングがずれてくることがあるという御指摘につながるわけかと思うので、今、同法第5条ということいろいろと御説明いただいているが、同法第4条のほうでの御検討を深めていただきたい。

(国土交通省) 提案団体が同法第4条の譲渡の届出について提案されているのは承知している。我々は、生産緑地法の買取りの申出と公有地の拡大の推進に関する法律の譲渡の届出を同時にすることについては、売る相手方が別々のため、一緒にするとなかなか難しいのだろうと思っている。そのため、地方自治体に申出をすると

ころは、同法第5条の買取り希望の申出であれば、行き先は地方自治体に行くわけなので、それぞれの法律の申出ではあるが、それを同時に、もっと言えば一体的に出してくださいと、運用改善をして、周知もしていきたいと思っている。

(大橋部会長) 提案は、運用改善のお願いというよりは、手続の合理性について問題を感じていて、場合によっては、法律を変えてでもやってくださいということなので、そこまで踏み込んで御検討をお願いしたい。現行制度がこうだからこうだということではなく、先ほど言ったように、2つ同じような手続を強いている現状を解消するためには何ができるのかということについて検討をお願いしたい。

(国土交通省) もちろん、法律改正について全否定しているつもりはない。ただ、法律を変えなければ、問題をクリアできないような事象が出てくるようであれば、当然、検討することになると思うが、我々が提案団体からの提案内容を拝見して、我々が御提案申し上げている同時に申出をするというやり方をすれば、かなり改善できるのではないかと。もちろん、それぞれの申出を出さなければならないところは残っているが、場合によっては、そこを一本化することも運用の中でできる話なので、そこについても考えてみたいと思っている。

(大橋部会長) 2つ手続が残ると、それぞれの法律に従った届出の手続をしなければいけないのは、同時並行であるとしても残ってしまう。それで、先ほどから議論があるような形で、申出の時期のタイミングを合わせることが完全にできるのかということについても問題を抱えていることもある。そうだとすると、今日の御回答では、この提案について答えていただいたという感じは受けないので、事務局と調整いただいて、先ほどから申し上げているように、負担感がある手続を地方公共団体に続けさせることはどうなのかということと、これは結局、地方公共団体だけではなくて、その後ろにいる民間の方の取引についても影響してくるという問題もある。そうすると、ここに負担のあるものが残ってしまっている状況が今回は問題として出てきているので、それをクリアできる方法を協議いただければと思う。

<通番5：住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報に係る「プッシュ型通知」の導入（総務省）>

(大橋部会長) まず、御回答にある、「機能が実装されている」の意味を伺いたい。提案団体は、納税証明時に住所情報の再確認が必要になったり、納税通知書が戻ってきたりしており、現行制度では、地方公共団体から働きかけないと情報が得られない仕組みになっているので、それを何とかしてほしいという御提案である。御回答は、そういう要求が出ていることに対して、再確認の手段が実装されているということか。何が実装されているのか。

(総務省) 8ページを御覧いただければと思うが、住基ネットはあくまでも検索システムであるので、各行政機関が、本人の最新の住所、あるいは本人確認として、自分たちが行政機関として持っている情報、氏名、生年月日、性別、住所、あるいはマイナンバーが正しいかどうかを確認するためのシステムである。検索システムでもあり、照会、回答のシステムでもある。したがって、この人の最新情報が欲しいということがあると、例えば年金機構だと、毎月でも数百万単位で住基ネットに対して照会をして、最新の住所、あるいはその人が本当に今生きているのかも含めて照会をして、回答を得ている。

住所を変更しているの、自治体としての課税の手間があるということだと思うが、恐らく自治体、特に都道府県の場合は、自分たちが現時点で持っている住所に対して、人が引っ越したらその人の住所が変わっていくので、そのときの最新住所を追いかけることが必要だろうと思う。課税のシステムの中で、最新住所を書けるシステムを持っていない場合には、当然、住基ネットで照会して、回答を得ることが現在でも可能になっている。私どもとしてはそれを説明しているが、その人の最新の住所を住基ネットで照会してもらえば、回答を得られるので、それを利用してもらえば十分に対応できるのではないかと考えている。

(大橋部会長) これは件数が相当多くて、そうやって追いかければ答えは出るというのはプル型であり、今回はプッシュ型の実現を求めている。その都度、プル型で照会するのは大変だという支障が出ているので、地方公共団体から見ると、今のシステムでは求める機能は実装されていないと受け止められると思う。

(石井構成員) デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会でもお世話になっている。現状、システム改修等が必要であるものの、法改正などを行わずに実施しようと思えばすることはできるとは言いながら、現状、そこまでニーズはないという理解でよいかということと、もしプッシュ型通知を実現するのであれば、住基ネットの最高裁判決が求める要件を見ると、J-LIS側のセキュリティーがきちんと担保されるかが非常に重要ではないかということ。あとは、提供対象者情報を登録する際に、利用機関ごとに対象者情報を登録

する間隔とか事務といったものは、ある程度一貫性を持って行うことができるのか。同様の事務で、対象者情報の登録に齟齬が生じるような場合がないのかお聞きしたい。

セキュリティーに対する考え方と、登録するときの情報が一貫性を持って、利用機関ごとにばらばらになったりしないか、その辺について確認させていただきたい。

(総務省) 検討会の報告書も、「利用機関のニーズや費用対効果を踏まえて検討を加える必要がある」ということで、ニーズや費用対効果を十分に考えていかなければいけないというスタンスである。

そして、御指摘があった住基ネットは、結局、課税当局の側で持っている対象者の情報を一回住基ネット側に与えて、その人たちの住所等が変化したときにその変更した情報をもたらうのか、それとも、課税当局の人たちの情報を住基ネットに照会して最新の住所をもたらってくるのか、どちらの仕組みにするかということがあるので、プッシュ型にしようとする、行政機関が欲しい対象者の情報を一回住基ネット側、J-LIS側に集めることになる。そうすると、そのセキュリティーをしっかりとしないと、住民の課税対象者であるという情報、あるいはほかの機関もプッシュ型となると、年金、あるいは健康保険等についても、この人がこういう対象者であるという情報がJ-LIS側に蓄積されていくことにもなりかねない。そういう場合も含めて考えると、もしプッシュ型通知を実現するのであれば、セキュリティーは確保しなければいけないという御趣旨と思っている。その問題意識は、私どもとしては十分に持っているし、逆に、そこは住基ネットの由来から考えて、どのように考えていくのかは、慎重な検討が必要と思っているところ。

それから、登録のタイミングは、例えば、課税だと年1回、あるいは1か月に1回とか、今の住基ネットの利用機関で、どのような頻度で住基ネットを利用して、最新の住所を入手しているか、あるいは本人確認しているかというのは、それぞれの機関によってまちまちなので、恐らく、プッシュ型の仕組みを入れるとすれば、それぞれの機関ごとに登録のタイミングとか、どのタイミングでプッシュするかということを含めて、各機関と調整してシステムを組んでいく必要があると思っているところ。

(大橋部会長) 今の御説明について、まず確認したいのは、プッシュ型の通知は、今やろうと思えば、セキュリティーの問題などはあるにしても、技術的にはできるということでしょうか。

(総務省) システムの問題としては、どう組むかということ。情報をどこに集めるかという問題ということ。

(大橋部会長) その場合には、法律改正は必要になってくるか。

(総務省) 恐らく、必要。今の住基ネットの法制度だと、対象の事務に対して照会して回答するという仕組みになっている。

(大橋部会長) そうすると、今回の提案は、法律を変えてでもプッシュ型の通知の実現はできませんかということだが、これは先ほどの検討会の報告書が令和3年に出ていて、こういう課題は報告されていて、さらに、令和2年の閣議決定で、実行計画の中で、この実現について、工程表の中にまで入っているものである。だから、全く新規の課題が今回提案されたというよりは、ここ数年、政府の中で課題として認識されていて、こういうやり方があるということまで分かっているようなものについて、実現できないのかという提案が出てきていることをどうお受け止めになるかということと、先ほどニーズとお話しされていたが、書類を見ると、どうも国の機関にお尋ねになっているようで、地方のニーズはどれくらいお聞きになったのか。

今回、地方からリアリティーを持ってニーズが出てきていて、固定資産税とか納税通知書、納税証明という形で具体的に課題が示されている。これは東京都だけではなくて、ほかの提案団体でも出てきており、地方公共団体側で、もしプッシュ型が実現すればそれだけ私たちは幸せになりますというニーズが掘り起こされている。先ほどからニーズを把握してとおっしゃっているので、そうだとすれば、地方公共団体のニーズを発掘していただいて、技術的に可能であれば、ワンスオンリーを実現するのだったら、この分野は、こういうことが可能であれば実現するというのが分かりやすい提案なのかなという形で見ていたが、今までの経緯と、地方公共団体を含めて、いかがか。

(総務省) まさに当時、そういう議論があって、私どもの検討会で検討してきた。地方団体の方々にも入っていたきながら、どのようにこれを考えたらいいかということで発足して、この検討会をやってきた。ただ、住基ネットの利用機関は、国の機関だけでも数十に上り、システム自体もかなり大規模なシステムである。プッシュ型にしようすると、大改修となる。ニーズはあるではないかということだが、確かに、一部ニーズのある部分もあるが、一方で費用もかかる。

住基ネットは、地方団体の負担金で構築し、運営されているシステムであるので、もしそのような改修をしようすると、住基ネットの考え方を大きく変えることになるし、法改正もさることながら、費用も膨大にな

るまま、それを前提にしたシステムをこれからも使い続けていくことも非常に展望のない話であり、システムの改修も含めて長期的に収斂させていくことが必要なのではないかという気はする。当座の対応と中長期的な検討が必要である。

(伊藤構成員) 基準の国際的な調和と同じような話であって、最大限同じような書式に従ってもらうことが、最も当事者間で利益になるということだと思う。強制は最終的にはできない部分もあるかもしれないが、最大限その書式を使ってもらうような形を組むことが重要だと思うので、法改正も含めて検討していただきたい。統一様式以外を独自で使いたいというのであれば、それは独自のコストを払う自治体なり、機関の側の責任ということになるかと思うので、できるだけ統一化を進めるという方向で御検討いただきたい。

(大橋部会長) 全部というのは難しいにしても、雑然と押し寄せてきているものが、ある程度統一的なものとして出てきていけば、職場の環境とか働き方自体、現場の事務は全然違ってくると思う。これを契機に、それをだんだん潮流にしていく形での第一歩を始めていただきたいと思う。事務局と具体的に御相談いただいて、国の省庁や自治体の意見も早速聞いて、一歩進めていただきたい。

<通番 27：伐採届の提出を不要とする場合を追加する見直し（農林水産省）>

(大橋部会長) 3つの課題があると思うが、1番目の補助事業の場合については、提案を受け入れていただけたという理解でよろしいか。

(農林水産省) 然り。結構である。

(大橋部会長) 届出がなされたものとして取り扱うということなので、これは特別に法律改正とかは考えずに、現行法の下でこれが出てくれば、この法律の届出だという取扱いをするということでもよろしいか。

(農林水産省) 運用の考え方を明らかにすることにしたい。特別、法律を改正することは必要ないと思っている。

(大橋部会長) では、そのような案内を地方公共団体宛てに出していただけるということでもよろしいか。

(農林水産省) 然り。

(大橋部会長) 今回対立しているのが、市町村が事業主体となる場合であるが、市町村が自分で発注する事業について、御回答のとおりだと、市町村は自分宛てに届出を出して、自分が作成した市町村森林整備計画との適合を確認するなど、一般私人と同じような形である。計画を作った市町村自体は、この制度では確認の主体であって、指揮監督の主体であるのだから、市町村自体が、自分について市民と同じような適合を担保させるのは、率直に言って形式的過ぎるように感じる。市町村は計画を作って、当然、それに適合してやってくれるという義務の遵守は、この制度の前提にあるわけで、それを疑うと、この制度は瓦解するような気がする。御回答は杓子定規な感じがして、あまりに形式論なので、提案団体にこのまま戻すことはできないが、いかがか。

(農林水産省) 実際、立木の伐採は、市町村の林務部局以外だと、典型的なのは、土木である。道を造ったり、そういったことで伐採が行われ、伐採届を出す主体は、伐採する権限を持っている人なので、実際、市町村が伐採届を出す場合だけではなくて、森林を持っている方が届出を出したり、工事を請け負っている民間の方が出したり、色々なパターンが考えられる。

そういうこともあり、実際、どういう主体の方が出すにせよ、必ずしも工事なり、行為の場所が市町村森林整備計画上、どういったゾーニングに当たるかというのは、必ずしも熟知されていないわけなので、我々の現在の運用としては、主体が市町村や国とか県に関係なく、一応、出していただくことになっている。

(大橋部会長) もしそのように仰るのであれば、本当に過去の事例の中で、市町村が出してきた届出であっても、後で指導監督にまで及ぶようなものがこんなにありましたということを実証できるのであれば分かるが、そういうものがない段階で、要するに、これは市町村が自分で作った計画との適合を確認すればいいだけの話で、その確認の作業をどういう手順でやらせるかというときに、市町村でやってくださいという形にするのと、一般人と同じ届出の仕組みに全部乗せてやらせる2つの手法のうち、現行法は確認の方法を法律で届出と義務付けている形になっていて、その義務付けが地方公共団体の事務に対しての関わり方からすると、過剰ではないかというのがこちらの問題意識である。

計画を作り、指導監督の主体である者が出してきたものについても、計画との適合性の確認を一般私人と同じ手続を踏ませてやらせることについて事務負担が重いという提案が今回出ているので、そういう問題があることを前提にして、検討いただきたい。

(農林水産省) 趣旨は承知したので、再度検討する。

(大橋部会長) 3番目であるが、事後の届出もなくしてほしいという提案であり、要するに、1～2本くらい切

るようなときに1つ1つ届け出るというのは大変なので、それぐらいについては、通常の管理行為ということで、届出対象から外してほしいというのが提案の趣旨である。事前・事後という話ではない。私どもが見ると、他の法律でも、自然公園法や都市緑地法、都市計画法とかと同じようなところが届出を要求している仕組みがあったときに、瑣末なというか、小さいものについては、お互いのコストを考慮して、それは通常の管理行為という範疇で、届出義務を外すという立法がある。こうした中で、森林法だけ厳し過ぎるので、何でここまでしなければいけないのかということの正当理由を示してもらわないと納得できない。これは必要最小限を超えているというか、一律届出義務付けは行き過ぎではないかと、率直に色々な法令と比べて見た場合、突出しているところなので、その合理性を聞きたい。

(農林水産省) 庁内でもそこは検討していて、事後届出そのものも一切なくしてしまうと、よくあるのは、災害のために切ったと、後になって色々な方に濫用されるのが非常に心配であることから、事後の届出は必要だと考えている。仰るとおり、管理行為として見られる範疇なのかどうかということについては、検討させていただきたいと思う。規模の考え方である。

(大橋部会長) ただ、抽象的に管理行為と言うと、何が管理行為かというのが心配だというのは分かるが、私が法令とかを見ると、こういうことが書いてある法律は、政省令で具体例が例示されていて、管理行為と言われるものが示されているので、そこまで具体的にやって外れるものについては対応すればいいだけの話なので、そのような対応方法もあると思う。だから、オール・オア・ナッシングでやり取りするのは重過ぎる気がする。他の法令を参照しながら、少し緩やかにというか、妥協できるラインを探っていたいただきたいが、いかがか。

(農林水産省) 昨年も、違う事案だが、電線の伐採の届出も色々検討して、除外したりということはやったので、今回のケースも、具体的にケースを決めるのはすごく難しいが、庁内で検討して、どういう場合が適用除外にできるかというのは考えたいと思う。

(大橋部会長) 事務局とそこを詰めて検討いただければと思う。

(伊藤構成員) 市町村の補助事業の場合は検討いただけるということですが、例えば通知とかを出すということで理解してよろしいかということと、スケジュールについて、今の時点でもし考えがあれば、聞かせていただきたい。

(農林水産省) いずれにしても、通知とかそういったことで明らかにしたいと思う。スケジュールで今、ここでいつというのは言えないのが、なるべく早くやる。

(大橋部会長) 次もヒアリングがあるので、そのときにこのようにすると言っていたいただければ、これは解消するので、お願いしたい。

(農林水産省) 承知した。

(勢一部会長代理) 前向きに検討いただけるということで、御礼申し上げます。重ねてだが、3つ目の案件で、通常の管理行為でその場で柔軟に対応できるのは非常に大事だと思うし、通常の管理行為に加えて、軽微な行為であることも基準としては非常に大事だろうと思うので、その辺りは是非具体的に他の法令とも照らして検討いただきたい。

(農林水産省) 承知した。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)